

# 不動産の インターネット公売 参加のご案内

1 公売の種類	期間入札
2 売却区分番号	26-214
3 見積価額(公売保証金)	7,020,000円(710,000円)
4 公売財産の種別と所在	土地 中頭郡北谷町字砂辺差久原 965番1 畑 778㎡ 持分5分の1
5 買受適格証明書の要・不要	不要
6 公売参加申込期間	平成27年 2月17日(火) 午後 1時から 平成27年 2月27日(金) 午後11時まで
7 入札期間	平成27年 3月 6日(金) 午後 1時から 平成27年 3月13日(金) 午後 1時まで
8 公売の場所	ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上
9 売却決定	平成27年 3月20日(金) 午前10時
10 買受代金納付期限	平成27年 3月20日(金) 午後2時30分

お問い合わせ先(公売執行機関)

## 茨城租税債権管理機構

《地方自治法に基づく特別地方公共団体(一部事務組合)です》

TEL 029-225-1221 FAX 029-225-1600

HPアドレス <http://www.ibaraki-sozei.jp/>

売却区分番号	26-214	入札日時	平成27年3月6日 午後 1時 00分から	
			平成27年3月13日 午後 1時 00分まで	
見積価額	7,020,000 円		公売保証金	710,000 円
<b>財産の表示</b> (土地) 所在地 沖縄県中頭郡北谷町字砂辺差久原 地番 965番1 地目 畑 地積 778㎡ 持分 5分の1  以上登記簿による表示				
物件の位置	中頭郡北谷町役場の北西方約3.2km(道路距離)			
公法上の規制	—			
接道状況	国道58号と接面するが、対象物件は陸軍貯油施設のため一般には立ち入ることはできません。			
物件の概況	地勢	一部起伏		
	形状	台形状		
使用状況等	対象物件は陸軍貯油施設として、同一・同質的に利用されています。 防衛施設用地としての年間賃借料は平成25年度で236,280円です。 防衛施設用地賃借料の平成26年度分については支払い済みです。			
特記事項	賃貸借契約については北谷町軍用地等地主会に委任し沖縄防衛局と締結する必要があります。詳しくは北谷町軍用地等地主会へお問い合わせください。 ※北谷町軍用地等地主会…098-936-4740			
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。			
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。</li> <li>公売財産に隠れた瑕疵(かし)があっても、執行機関(茨城租税債権管理機構)は、担保責任を負いません。</li> <li>執行機関(茨城租税債権管理機構)は、公売財産の引渡し義務を負わないため使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。</li> <li>土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。</li> <li>土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。</li> </ol>			

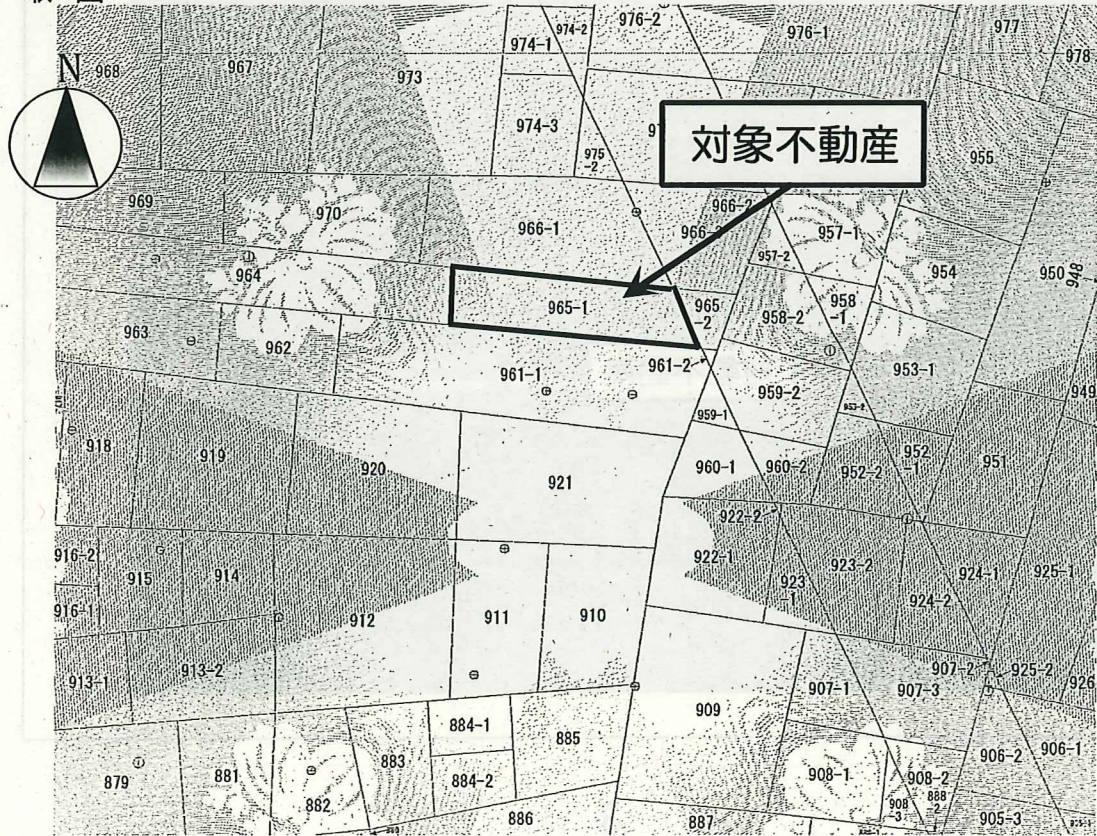


所在図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図、1万分の1地形図及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号平26情複、第96号）」

見取図

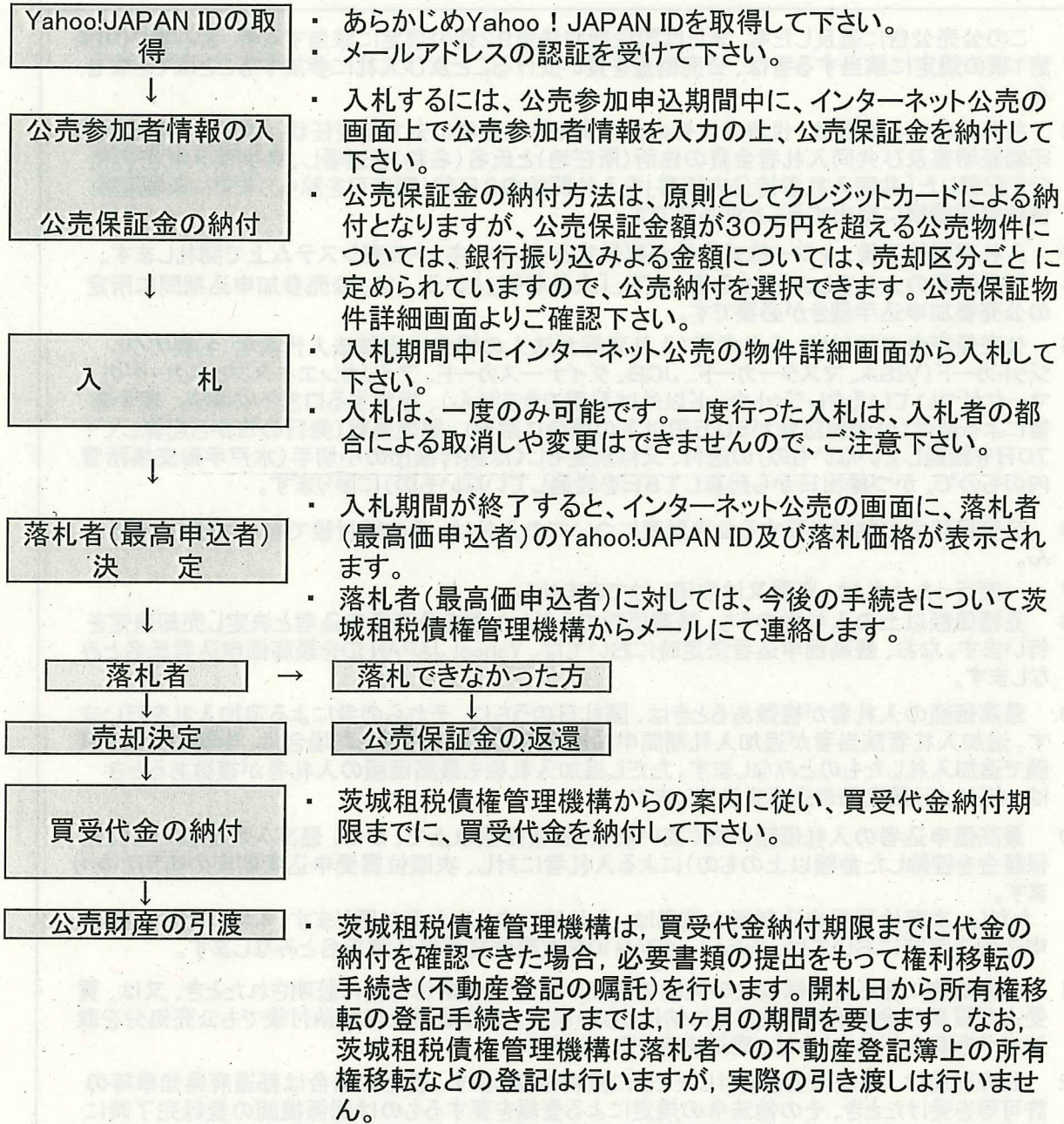








# インターネット公売の流れ



※詳しい手順は、茨城租税債権管理機構ホームページ  
 トップページ > インターネット公売 > 公売ガイドラインをご覧ください。

## 【公売執行機関からのお知らせ】

- ・公売は、滞納者本人、税務職員などは参加できません。
- ・公売財産は現況有姿のまま売却します。
- ・公売財産の引き渡しの義務を負いません。
- ・公売財産にキズがあっても瑕疵担保責任を負いません。
- ・買受代金全額納付後のき損等損害負担は、買受人が負います。
- ・土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
- ・公売は予告なく中止することがあります。  
 (事前に公売執行機関にお問い合わせください)

## 《問い合わせ先》

〒310-0802  
 茨城県水戸市柵町1-3-1  
 茨城租税債権管理機構  
 電話 029-225-1221  
 FAX 029-225-1600  
 HP <http://www.ibaraki-sozei.jp/>  
 ※公売に関するご質問は、機構ホームページ  
 をご覧いただくか、又は上記までお気軽に  
 お問い合わせください。



## 買受人の資格及びその他の公売の条件

- 1 この公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2 共同入札する場合は、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の印鑑証明書及び共同入札者全員の住所(所在地)と氏名(名称)を連署し、各共同入札者の持分を記載した「共同入札者持分内訳書」を入札開始の2日前(閉庁日を除く。)までに茨城租税債権管理機構に提出することが必要です。
- 3 入札期間終了後、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上で開札します。
- 4 公売財産の入札をしようとする者(以下、「入札者等」という。)は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 5 公売保証金の納付は、入札者等(入札者等が法人の場合は当該法人代表者)名義のクレジットカード(VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードのマークがついているクレジットカード以外は利用できません)、指定する口座への振込、現金書留による送付(公売保証金が50万円以下の場合に限る)、郵便為替(発行の日から起算して170日を経過していないもの)の送付、又は現金もしくは銀行振出の小切手(水戸手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないもの)に限ります。
- 6 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 7 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
- 8 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行います。なお、最高価申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなします。
- 9 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札者該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。ただし追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。
- 10 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの)による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。なお、次順位買受申込者決定時においては、Yahoo! JAPAN IDを次順位買受申込者氏名とみなします。
- 11 公売財産に係る差押徴収金の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は、買受人が買受代金を納付期限までに納付しない場合、その他買受代金納付後でも公売処分を取消すべき事由があるときは、売却決定を取消します。
- 12 公売財産は、買受代金を納付したときに権利移転します。農地の場合は都道府県知事等の許可等を受けたとき、その他法令の規定による登録を要するものは関係機関の登録完了時に権利移転します。したがって、権利移転後の財産の毀損、焼失等による損害は買受人の負担となります。
- 13 茨城租税債権管理機構は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 14 権利移転に伴う費用は買受人の負担となります。権利移転について登記(登録)の嘱託を必要とする場合は、別途交付する「所有権移転登記請求書」を提出してください。
- 15 買受人は買受代金(入札価額から公売保証金を控除した金額)を納付期限までに納付しなければなりません。なお、買受代金の分割納付はできません。
- 16 公売保証金を納入し入札したが、最高価申込者あるいは次順位買受申込者とならなかった場合には、公売終了後、公売保証金を返還します。
- 17 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないために売却決定が取消されたときは、公売保証金は滞納者の税に充当します。なお、残余があるときは、滞納者に交付します。ただし、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、茨城租税債権管理機構に帰属します。
- 18 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。